

肝炎医療コーディネーターの役割について

(1) 肝炎医療コーディネーターとは

肝炎は国内最大級の感染症であり、放置すると肝硬変や肝癌といったより重篤な病態に進行するため、肝炎の予防および肝炎患者などを含む関係者が一体となって連携して対策を進めることが重要である。平成21年の「肝炎対策基本法」の成立を受け、国は平成23年5月に「肝炎対策基本指針」を策定した。令和4年3月の改定では肝炎医療コーディネーターの活躍の推進について追記され、肝炎情報センターは国や地方公共団体、肝炎診療拠点病院などと相互に連携を図りながら、これらの支援をすることが求められている。

(2) 肝炎医療コーディネーターの役割

肝炎医療コーディネーターの役割は、地域や職場における肝炎への理解の浸透、肝炎患者

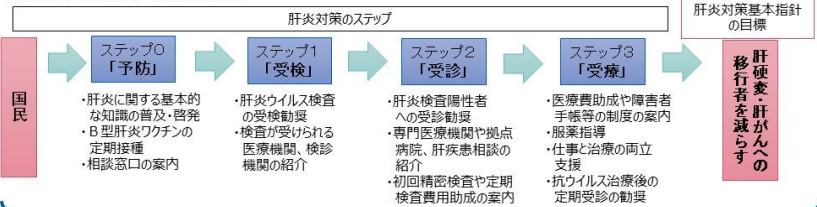
や、その家族からの相談に対する助言、行政や拠点病院などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受診の推奨、陽性者などに対する専門医療機関の受診の推奨、肝炎医療費助成や肝癌。重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者などを支援する制度の説明などを医療機関や検診機関、保健所や市町村などの行政機関、民間企業や医療保険者など職域の機関などの配置場所に応じて行うことである。都道府県が養成主体となり、各都道府県または各都道府県が委託した拠点病院において、研修および試験を実施する。さらに国は都道府県が肝炎医療コーディネーターのスキルアップのための研修会や情報交換会、情報提供を行うことを検討すること、肝炎医療コーディネーターの活動の周知を図ることも推奨している。

秋田県では県内全市町村で肝炎医療コーディネーターの育成を行い、拠点病院、患者団体との連携や、地域や職域における肝炎に関する知識の普及啓発、受診勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援に取り組んでいる。

(文責 佐藤 巨)

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知
令和5年2月3日一部改正 参照



肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。